

医療法人京都翔医会 西京都病院
サービス付き高齢者向け住宅

桂寿の郷

地域密着型特定施設 入居者生活介護 【重要事項説明書】

〒615-8195

京都市西京区川島権田町 36 番地の 1

TEL 075-391-4730

FAX 075-391-4731

(指定特定施設入居者生活介護＋短期利用サービス)

1 指定（短期利用）地域密着型特定施設入居者生活介護サービスを提供する事業者

事業主体の名称	医療法人京都翔医会	
事業主体の代表者の氏名及び職名	理事長 飯田 洋也	
事業主体（法人）の主たる事務所の所在地 （連絡先及び電話番号等）	事業主体（法人）の主たる事務所の所在地	京都市西京区桂畑ヶ田町 175 番地
	電話番号	075-381-5166

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	医療法人京都翔医会 西京都病院 サービス付き高齢者向け住宅 桂寿の郷
介護保険指定事業所番号	2694000288
事業所所在地	京都市西京区川島権田町36番地の1
連絡先	075-391-4730
管理者名	片山 雄介
居室数	29部屋

(3) 入居施設で合わせて実施する事業

事業の種類	事業者番号	定員
地域密着型特定施設入居者生活介護	2694000288	29人
訪問看護	2664090020	—

(4) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人京都翔医会が開設する西京都病院 サービス付き高齢者向け住宅 桂寿の郷が行う地域密着型特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護や機能訓練を提供することを目的とする。
運営の方針	事業の提供に当たって、事業所の従業員は地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。入居者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

(5) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 片山 雄介
-----	------------

職	職務内容	人員数
管理者	管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。	常 勤 名
計画作成担当者	計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。	常 勤 名 非常勤 名
生活相談員	生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。	常 勤 名 非常勤 名
看護職員	看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずるものとする。	常 勤 名 非常勤 名
介護職員	介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。	常 勤 名 非常勤 名
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。	常 勤 名 非常勤 名
事務職員	必要な事務を行う。	

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) サービス内容

サービス区分と種類	内容
特定施設入居者生活介護計画（短期利用特定施設入居者生活介護計画）の作成	<p><特定施設入居者生活介護></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた特定施設入居者生活介護計画を作成します。 2 特定施設入居者生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 特定施設入居者生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、特定施設入居者生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、特定施設入居者生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 <p><短期利用特定施設入居者生活介護></p>

	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期利用特定施設入居者生活介護計画を作成します。 2 短期利用特定施設入居者生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 短期利用特定施設入居者生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、短期利用特定施設入居者生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、短期利用特定施設入居者生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
食事	栄養状態を定期的に把握し、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
入浴	週2回入浴を行います。身体の状態により、清拭の対応へ変更する場合があります。入居者又は家族の希望によって、週2回を超える入浴を従業員が介助した場合は、1回2,000円の実費となります。
排せつ	心身の状態に応じて、適切な排泄支援を行います。おむつ代は入居者の負担となります。
機能訓練	機能訓練指導員により入所者及び短期利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下防止に努めます。
健康管理	看護職員により心身の状態に応じて適切な措置を講じます。協力医療機関に通院する場合は、その介助について出来る限り配慮します。
余暇活動等	週1～2回程度、食堂・機能訓練室にて余暇活動等を行います。
相談及び援助	入所者及び短期利用者とその家族からの相談に応じます。

(2) 特定施設入居者生活介護及び短期利用特定施設入居者生活介護従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ③ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

(1) 特定施設入居者生活介護の利用料

区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
特定施設入居者生活介護費	要介護1	546単位	5,705円	571円	1,142円	1,713円
	要介護2	614単位	6,416円	642円	1,284円	1,926円
	要介護3	685単位	7,158円	716円	1,432円	2,148円
	要介護4	750単位	7,837円	784円	1,568円	2,352円
	要介護5	820単位	8,569円	857円	1,714円	2,571円

(2) 短期利用特定施設入居者生活介護の利用料

区分・要介護度		基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
(短期利用)特定施設入居者生活介護費	要介護1	546単位	5,705円	571円	1,142円	1,713円
	要介護2	614単位	6,416円	642円	1,284円	1,926円
	要介護3	685単位	7,158円	716円	1,432円	2,148円
	要介護4	750単位	7,837円	784円	1,568円	2,352円
	要介護5	820単位	8,569円	857円	1,714円	2,571円

(注) 短期利用特定施設入居者生活介護の利用については、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※ 身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

※ 地域区分別の単価(5級地 10.45円)を含んでいます。

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(4) 加算料金

・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

提供した介護サービスの総単位数の12.2%を加算します。

・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

算定	単位数	介護保険負担割合証		
		1割負担	2割負担	3割負担
1日	18単位	19円	38円	57円

介護職員の総数のうち、介護福祉士資格取得者の占める割合が前年度の平均で60%以上であること。

今後、上記以外の加算をとる場合は事前に説明を行い、重要事項説明書の再締結となります。

4 その他費用について

① キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記により食事代のキャンセル料を請求させていただきます。	
	利用予定の前日正午までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	利用予定の前日正午を過ぎてからのご連絡の場合	利用者負担金の全額を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
② 理美容代	実費	
③ その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。	

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア 請求月の28日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていな

い等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「特定施設入居者生活介護計画」又は「短期利用特定施設入居者生活介護計画」を作成します。なお、作成した「特定施設入居者生活介護計画」又は「短期利用特定施設入居者生活計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「特定施設入居者生活介護計画」又は「短期利用特定施設入居者生活介護計画」に基づいて行います。なお、「特定施設入居者生活介護計画」又は「短期利用特定施設入居者生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) (短期利用) 特定施設入居者生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き
介護居室、一時介護室は設置していません。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 人権の擁護及び虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者) 片山 雄介
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (7) 虐待の防止のための指針を整備します。

9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
<p>② 個人情報の保護について</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の

医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏名 住所 電話番号	続柄
【主治医】	医療機関名 氏名 電話番号	

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する（短期利用）指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する（短期利用）指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 京都市介護ケア推進課	所在地 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 電話番号 075-213-5871（直通）
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

13 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

14 心身の状況の把握

（短期利用）特定施設入居者生活介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15 居宅介護支援事業者等との連携

- ① （短期利用）特定施設入居者生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する（短期利用）特定施設入居者生活介護計画の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者等に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者等に送付します。（短期利用のみ）

16 サービス提供の記録

- ① (短期利用) 特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:(片山 雄介)
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期:(毎年2回 5月・11月)

18 業務継続計画(BCP)の策定等

- ・事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスを継続的に実施するため計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下BCPという)を策定し、当該BCPに従い、必要な措置を講じるものとする。
- ・事業者は従業員に対し、BCPについて説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ・事業所は、定期的にBCPの見直しを行い、必要に応じてBCPの変更を行うものとする。

19 衛生管理等

- ① (短期利用) 特定施設入居者生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② (短期利用) 特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健センターの助言、指導を求めるとともに、発生時は密接な連携に努めます。
- ④ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ⑤ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ⑥ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

20 就業環境の確保(パワハラ・セクハラ)の防止)

- ・事業所は職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止する

ための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

21 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記すのとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ・ 苦情又は相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によっては受付した担当者または責任者が訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行う。
 - ・ 窓口で受けた苦情については、受付した担当者が責任者に報告する。その場で対応可能なもの あっても、必ず責任者に連絡をして、処理内容を決定し、利用者に伝達する。
 - ・ 上記によっても苦情処理を行えない場合については、当事業所で会議を行い決定する。また、必要に応じて、弁護士等に相談して決定する。
 - ・ 入居者に対してサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償について検討する。発防止のため、当事業所で周知を行う。

(2) 苦情申立の窓口

医療法人京都翔医会 西京都病院 サービス付き高齢者向け住宅 桂寿の郷	所在地 京都市西京区川島権田町 36 番地の 1 電話番号 075-391-4730 受付時間 9:00~17:30
京都市西京区役所 健康長寿推進課高齢介護保険担当	所在地 京都市西京区上桂森下町 25-1 電話番号 075-381-7638
京都市西京区役所洛西支所 健康長寿推進課高齢介護保険担当	所在地 京都市西京区大原野東境谷町二丁目 1-2 電話番号 075-332-8111
京都府国民健康保険団体連合会	所在地 京都市下京区烏丸通四条下る 水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内 電話番号 075-354-9090

20 連帯保証人

連帯保証人は乙及び身元引受人と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。

- 2 前項の連帯保証人の負担は、極度額 84 万 円 (家賃及び共益費 6 ヶ月相当) を限度とします。

- 3 連帯保証人は乙及び身元引受人より、本契約に先立ち、下記の項目について情報の提供を受けたことを確認したものとします。

- 一 乙及び身元引受人 の財産及び収支の状況
- 二 乙及び身元引受人が主債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- 三 乙及び身元引受人が主債務について甲に担保を提供していない事実

- 4 連帯保証人は下記事項に該当する場合は、直ちにその旨を甲に通知しなければなりません。
 - 一 30 日以上の不在
 - 二 連帯保証人の住所・氏名・連絡先、その他の変更
 - 三 連帯保証人の死亡
- 5 連帯保証人が死亡、所在不明の自由により連帯保証人の責めを果たし得ない状態に至った時は、連帯保証人はその旨を即時に乙又は身元引受人に通知するとともに、乙は甲が要求する資格を有する者を連帯保証人として速やかに追加又は変更しなければなりません。
- 6 連帯保証人が負担する債務の元本は、乙又は連帯保証人が死亡したときに確定するものとします。
- 7 連帯保証人の請求があったときは、甲は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙のすべての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

